

「メーター取外票」及び「新設開栓票」の記載について（営業課関係）

水道メーターの取外・新設開栓時には、遅滞なく給排水課に届け出てください。

◇水道メーター取外の年月日・取外指針の届出がなければ料金決定が遅くなり業務に支障が出るとともに、お客様にご迷惑がかかります。

◇新設開栓の届出が遅れると「お客様番号」が決まらないばかりでなく、入居者に対して2ヶ月分の料金請求が出されるなどトラブルの原因となります。

○「水道メーター取外票」及び「新設開栓票」作成時の留意事項

◆水道メーター取外票（4ページ）

- ①年月日は給排水課に届け出た日を記入してください。
- ②承認番号を記入してください。（年度は西暦で記入）
記入例：承認No.2024年度第〇〇〇〇号
- ③施工業者名、担当者名、電話番号を記入してください。
- ④申請者の住所、氏名、電話番号を記入し、押印してください。
- ⑤メーター取外事由：コード番号を○で囲んでください。
- ⑥お客様番号：必ず記入してください。
- ⑦検針順路：必ず記入してください。
- ⑧給水装置所在地を記入してください。（アパート等は方書、使用者、電話番号まで）
- ⑨使用者名、所有者名が申請者と同一の場合は、「同上」にしてください。ただし、異なる場合は住所、名前、電話番号を記入してください。
- ⑩取外メーターの口径、番号、メーカー、型式（コード番号）、番地を記入してください。
- ⑪取外年月日、取外指針（1 m³未満は切捨て）を記入してください。
- ⑫入力項目は記入しないでください。

◆新設開栓票（5 ページ）

- ①施工種別（裏面のコード番号参照）を記入してください。
- ②入力・確認：記入しないでください。
- ③お客様番号：新設開栓は新たな番号になりますので、記入しないでください。
- ④検針順路：記入しないでください。
- ⑤用途、口径、業種のコード番号を必ず記入してください。
（業種コードは右側の 10-20-30 等を参照）
- ⑥給水装置所在地は、住所コード、番地、号を新住居表示で記入してください。
※土地等の所在地番ではありません。
※記入例：青森市奥野 1 丁目 2 番 1 号の場合（ 4 3 1 2 - 1 ）
- ⑦所有者住所コード、番地、号、住所、氏名、電話番号を記入してください。

- ⑧アパート、マンション等の方書きは、事前に調査して記入してください。
※部屋番号は必ず記入してください。
- ⑨使用者が判明している場合は、記入してください。（所有者と同じ場合は、「同上」と記入してください。）
- ⑩請求書の送付先が、給水装置所在地と異なる場合は、別途請求先：請求先の氏名、住所、連絡先電話番号の記入をお願いします。
（請求先氏名が使用者と同じ場合は、「同上」と記入してください。）
- ⑪年度及び承認番号：年度は西暦で記入してください。
※記入例：2 0 2 4—〇〇〇〇号
- ⑫施工業者コード：青森市指定給水装置工事事業者一覧表の一番右のコード番号を記入してください。
※指定番号ではありません。
- ⑬開栓年月日、増圧ポンプ（コード番号）、受水容量、高架容量は、該当する場合記入してください。
- ⑭メーター情報の型式（コード番号）、口径（数値）、番号（7 桁以内）を記入してください。
※取付月日、取付指針、取付事由（コード番号）まで、必ず記入してください。
- ⑮裏面の年月日には申請日を記入し、施工業者名も記入してください。
- ⑯新築等で建築確認番号がある場合は記入してください。
- ⑰裏面に現場の略図を書いてください。さらに、住宅地図の東（西）〇〇ページと記入してください。
- ⑱邸内図に玄関、メーター、バルブ位置を記入してください。

※注意事項

●既存メーターを仮設として工事申請した場合の取り扱いについて

既存メーターを仮設工事で使用の際は、営業課に使用開始の届け出をお願いします。「水道使用者変更届」もしくは、営業課備え付けの「項目異動連絡票」に必要事項を記入の上、営業課窓口へ提出してください。

※新設の仮設工事水道については、「新設開栓票」の別途請求先の欄に記載し、営業課への届出は不要です。

●「新入居者へのご案内」について

分譲地内で建売住宅が複数完成した場合、新設開栓票登録時に住所の地番等が未確定のものが多く、使用場所の特定ができない場合があります。新築工事完成後の住宅へ「新入居者へのご案内」を備え付ける場合は、使用開始申込書（ハガキ）の施工業者記入欄（水道メーターの口径とメーター番号）を必ず記載するようお願いします。

●これまでのメーター取外伝票で

検針員による検針で撤去したはずのメーターを検針したというような場合もありました。メーターの取付・取外し月日はそのまま水道料金に反映しますので

メーターの取付・取外し月日は正確に記入して下さい。

（例） 12 / 10 検針 指針 10

12 / 13 取外伝票受理 メーター撤去日 12 / 8 指針 11

※メーター返却時、窓口担当者は検針日を確認しないため、後日処理する際に再度確認が必要となる。

その他

●修繕工事伝票の提出について

お客様の給水装置の修理が完了した場合、「修繕工事伝票」の提出により水道料金の認定作業を行います。認定に必要となる事項が記入されていない場合がみうけられます

ので、**お客様番号、検針順路、氏名、住所、修理月日、修理**

箇所、修理完了後のメーター指針は必ず記入するようお願いします。